

## 安政江戸地震における佐倉城・城下の被害報告の変遷

原田智也\*・西山昭仁(奈良文化財研究所)

### §1. はじめに

堀田氏時代における佐倉藩の公務日記である『年寄部屋日記』(以下、『日記』)には、安政二年十月二日(1855年11月11日)に発生した安政江戸地震による、佐倉城と城下町内の藩関係の建物・社寺の詳細な被害書上が記載されている[『新収日本地震史料第五巻別巻二ノ一』(東京大学地震研究所,1985)]. 石瀬・他(2020, 歴史地震)は、被害書上における約60ヶ所の被害建物・場所を特定し、それぞれの震度を評価した。しかし、『日記』には、十月三日条と同十日条に複数の藩士によって報告された被害書上が記載されており、同じ場所や建物の被害であっても、書上によって記述内容の異なる場合がある。

したがって、本研究では、『日記』の被害記述の多くを占める、十月三日条と同十日条の木村与次右衛門(地震当時は大目付と勝手目付の兼務)と田中甚左衛門(地震当時は普請奉行)によって報告された被害書上について、改めて62ヶ所の被害発生場所と建造物を特定し、被害記述の違いについて検討した。なお、「江戸表江差廻ス」と記述された十月十日条の田中甚左衛門による被害書上は、佐倉藩の被害として江戸へ報告されたと考えられる。

### §2. 地震からの経過日数による被害記述の違い

同じ藩士による被害書上について、地震からの経過日数による記述の違いについて検討した。以下では、木村与次右衛門と田中甚左衛門による十月三日条と同十日条の被害記述を、それぞれ、木村-三、木村-十、田中-三、田中-十と略す。

田中による被害書上のほぼ全ての被害記述が、田中-三と田中-十で(ほぼ)同じか、田中-十のみの記述であることが分かった。したがって、田中-十は、田中-三にその後の調査結果が追記される形の被害書上と考えられる。

一方、木村による被害書上のおよそ半数の被害記述については、木村-三、木村-十で(ほぼ)同じか、木村-十のみの記述であるが、それ以外は、木村-三と木村-十で異なることが分かった。さらに、その場合は、木村-十で具体的な情報が追記される場合が多いことも分かった。例えば、米蔵・蔵の被害について、木村-三では「椎木御蔵并御役所所々損シ」と記述されているが、木村-十では「御城米御蔵一番五番迄損シ 但内四番御蔵大破」と、被災した土蔵が具体的に記述されている。また、坂上木戸御門周辺の被害について、木村-三では「土手崩」という記述に留まるが、木村-十では「但長五間程巾三尺程」と具

体的な被害程度が追記されている。

しかし、天神神社の被害については、木村-三では「鳥居内地割連拾間巾四寸」と記述されているが、木村-十では「天神鳥居内地割壺ヶ所 但長拾式三間巾四寸程」と数値が異なっている。また、浅間神社の被害については、木村-三では「同所鳥居倒」と記述されているが、木村-十にこの被害記述はない。これら場合、訂正なのか誤りなのかは不明であるが、いずれにせよ、木村-十は、木村-三にその後の調査結果を反映させる形の被害書上と考えられる。

### §3. 被害書上の被害記述の違い

まず、木村と田中による被害書上で取り上げられた被害の違いについて検討した。その結果、双方で取り上げられた被害は62ヶ所中33ヶ所に留まることが分かった。33ヶ所は主に佐倉城内の被害で、取り上げられ方が異なる被害は城下町内のものが多い。田中-十が、佐倉藩の被害として江戸へ報告されたと考えると、木村の被害書上のみで取り上げられた19ヶ所の被害は江戸へ報告されていないことになる。

次に、木村と田中の双方の被害書上がある33ヶ所の被害について、木村-十と田中-十の記述内容を比較した。その結果、それぞれの記述から評価される震度が異なるような、記述の違いがある事例が確認できた。例えば、清水御門の被害について、田中-十では「清水御門少々損シ」だが、木村-十では「清水御門大破」である。さらに、上厩の被害について、田中-十では「上御厩損シ」だが、木村-十では「上御厩惣大破所々大崩」である。「少々損シ」、「損シ」では震度4程度の評価になるが、「大破」、「大破所々大崩」では震度5弱以上の評価になるだろう。したがって、どちらの記述から震度評価を行うのかの判断は、非常に難しい問題である。

同様に難しい問題として、同じ文言が異なる被害程度を示している事例も確認できた。本丸の囲土堀の被害について、木村-十では「御本丸内御囲土堀不残大破」と記述され、田中-十では「惣土堀之内長延百拾八間倒、其外不残大破」と記述されている。木村-十は、総長約208間(約380m)[『佐倉市史 巻一』(佐倉市史編さん委員会,1971)]の土堀のうち約6割に当たる118間(約215m)の倒潰を含んだ被害を「大破」としている。一方、倒潰と大破が具体的に分けて記述されている田中-十は、土堀上部の瓦(もしくは板)や側面の壁土が落ちたりしたものの、倒潰に至らなかった被害を「大破」としている。この事例では、同じ「大破」被害であっても評価される震度は異なる。